

令和7年第1回睦沢町議会定例会会議録

令和7年3月10日（月）午前9時開議

出席議員（12名）

1番	田中リエ	2番	三橋優一
3番	松島和子	4番	島貫孝
5番	小川清隆	6番	久我眞澄
7番	伊原邦雄	8番	田邊明佳
9番	中村勇	10番	市原重光
11番	米倉英希	12番	麻生安夫

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	総務課長	鈴木政信
企画財政課長	石井威夫	税務住民課長	秋葉秀俊
福祉課長	秦悦子	健康保険課長	小高俊一
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査兼庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査兼財政班長	伊丹徳重
教育長	鵜澤智	教育課長	宮崎則彰
教育課主幹（指導主事）	藤田英和	睦沢町農業委員会事務局長	御園生憲利
選挙管理委員会書記長	鈴木政信		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村年孝	書記	山本祥
------	------	----	-----

議 事 日 程（第 3 号）

日程第 1 議案第 1 6 号 令和 7 年度睦沢町一般会計予算

日程第 2 議案第 1 7 号 令和 7 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 1 8 号 令和 7 年度睦沢町介護保険特別会計予算

日程第 4 議案第 1 9 号 令和 7 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第 2 0 号 令和 7 年度睦沢町下水道事業会計予算

（議案第 1 6 号から議案第 2 0 号まで一括議題、委員長報告・討論・採決）

日程第 6 議案第 1 号 睦沢町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 8 号 むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例を廃止する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 9 号 睦沢町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第 1 3 議案第 1 0 号 町道路線の認定について

（質疑・討論・採決）

日程第 1 4 議案第 3 0 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 1 5 議案第 2 1 号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 6 議案第 2 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 1 7 議案第 2 3 号 睦沢町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 8 議案第 2 4 号 睦沢町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 19 議案第 25 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 20 議案第 26 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 21 議案第 27 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 22 議案第 28 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 23 議案第 29 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(提案説明、採決)

- 日程第 24 発議案第 2 号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25 発議案第 3 号 睦沢町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
日程第 26 発議案第 4 号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める
意見書の提出について

(提案説明、質疑・討論・採決)

◎開議の宣告

○議長（麻生安夫君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議案第16号～議案第20号の委員長報告、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程に入ります。

日程第1、議案第16号 令和7年度睦沢町一般会計予算から日程第5、議案第20号 令和7年度睦沢町下水道事業会計予算までの5議案を一括議題といたします。

この5議案につきましては、去る4日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。そこで、この審査結果について、予算審査特別委員会委員長より報告をお願いします。

小川委員長。

○予算審査特別委員長（小川清隆君） 令和7年第1回睦沢町議会定例会において、審査を付託された令和7年度睦沢町一般会計及び3特別会計並びに下水道事業会計予算について、下記のとおり審査を行ったので報告いたします。

審査の対象。

令和7年度睦沢町一般会計予算、令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算、令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算、令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算、令和7年度睦沢町下水道事業会計予算。

審査の経過。

第1回特別委員会。日時、令和7年3月4日火曜日、本会議休憩中。場所、役場議場。

（1）特別委員会構成の決定。

委員長小川清隆、副委員長田邊明佳、副委員長久我真澄。委員、正副委員長を除いた議員全員。

（2）審査方法の決定。

①審査の方法は、特別会計等を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うこととした。

②一般会計の歳入は、原則として総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括し

て説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うこととした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、簡潔な要点説明とした。

⑥必要に応じて班長等の出席を認めることとした。

(3) 審査日程の決定。

令和7年3月5日から7日の3日間。

第2回特別委員会。日時、令和7年3月5日水曜日、午前9時から。

審査内容。

(1) 総務経済常任委員会所管の事務事業の審査。

第3回特別委員会。日時、令和7年3月6日木曜日、午前9時から。

審査内容。

(1) 厚生文教常任委員会所管の事務事業の審査。

(2) 現地調査の実施箇所の選定。

(3) 審査結果の取りまとめ及び報告書の作成。

第4回特別委員会。日時、令和7年3月7日金曜日、午前9時から。

審査内容。

(1) 現地調査。交通安全対策事業。町道上市場関戸線、上市場地先、産業建設課。

(2) 現地調査終了後、採決及び審査結果報告書の承認。

3、審査会場。役場3階302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、令和7年度陸沢町一般会計及び3特別会計並びに下水道事業会計予算については、指摘要望事項を付して、それぞれ原案のとおり可決することに決定した。

5、指摘要望事項。

(1) 一般職、専門職に限らず、ここ数年は自己都合による退職者も多い。安定的な人員確保は、行政運営並びに住民サービスの向上に特に影響があると思われる。職員確保のため、採用方法の工夫を行いながら、さらなる働き方改革、職場環境の改善に努められたい。

(2) 農業従事者の高齢化、後継者不足は加速し、資材等の高騰も続いている。害獣被害などもあり、農地の保全も含め、将来に向け厳しい状況となっている。永続的に農業を推進するために、新規就農者の育成や担い手確保を目的とした支援及び害獣被害を防ぐ対策に努

められたい。

(3) 中学校建設は基本計画に着手し、本格的に業務が始動する。子ども・子育て支援の環境構築も踏まえ、充実した学校運営となり、さらには園・小・中一貫教育を向上させるための建設となるよう、議会とも十分に協議を重ねられるよう要望する。

(4) 子どもたちの居場所づくりを含めた教育環境は、園、学校、また地域社会からなり、課題はあるものの幅広く取り組まれている。町にとって、子どもたちの学びの環境を充実させることはとても重要な役割であり、質の高い教育環境となるよう取り組まれたい。

(5) 指定管理者より運営されている施設は、その管理運営を契約に基づき行われるべきものである。しかし、施設の管理に対しては町も監督する必要があると考える。町の顔でもある施設が適正に管理され、町の発展に効果的に反映され続けることが望ましく、今後においても指定管理者を指定し運営するのであれば、施設の管理状況等の把握に努められ、適切な履行確認を徹底されたい。

(6) 国民健康保険特別会計は、被保険者の減少が要因となり、事業費全体として減少している。税の公平性の観点から他会計繰入れに頼ることなく、健康相談、健康教育、特定健診の保健事業などに取り組み、健康への意識の醸成や町民の健康増進に努められたい。

以上が報告です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これから討論に入ります。

最初に、日程第1、議案第16号 令和7年度睦沢町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松島議員。

○3番（松島和子君） 私は、令和7年度一般会計予算に反対の立場から発言します。

令和7年度予算は、昨年度までの枠配分予算から各課の積上げ予算になったこともあるからか、住民の声や私が議会で要望した内容が反映されている部分も見受けられました。例え

ば、带状疱疹ワクチンが定期接種に加え、町独自の任意接種も追加され、65歳以上の全ての方を対象に予防接種ができるようになりました。70代の方から、身近な方で後遺症で大変な方を見てきたので、予防接種がしなかったけれども、高いので後回しになっていた、助成が始まったらぜひ受けたいという声も聞かれました。

また、福祉タクシーは上限3,000円となり、予算も増やされました。保育士の確保に努め、管外保育も解消される見込みのようです。みどりの広場に日よけのあずまやができるなど、前進面も多々見られました。小さい子を持つ保護者の方や、みどりの広場を利用する方からもきっと喜ばれることでしょう。

しかし、物価高騰で町民が大変な暮らしをしている中で、この予算は十分と言えるでしょうか。子育て支援として、学校給食無償化、教材費無償化をぜひとも予算化していただきたいと思います。

それとともに、町の主要な産業である農業を守る予算を充実してほしいと思います。現在、国連「家族農業の10年」の真っ最中です。家族農業は食料生産のため、主要な農業形態となっており、社会、経済、環境、文化の面でも重要な役割を担っています。日本では家族農業は96.4%を占めています。睦沢町においてもしっかり予算化して、小規模家族農業をはじめ、色々な形態の農業を守る支援を早急にやらなければ、農地や環境は守れません。

また、最近商店の閉鎖も多くなっています。持続可能なように、商店や福祉施設も含めた中小事業所の支援も必要です。国の物価高騰支援金に頼るだけでなく、町独自にも支援を求めたいと思います。

今回の予算では、自治体情報システム標準化など行政デジタル化に関連した予算の多さに、私は大変驚きました。今年1月末に、中核市長会は、自治体情報システム化により情報システムの運用経費が平均2.3倍になるという調査結果をまとめました。国が言う情報システムの運用経費が3割削減になるということには根拠がなく、このまま国の言いなりで進めれば、特定の大企業、財界奉仕となり、住民福祉は後回しになってしまうということになりかねません。また、自治体情報システムの標準化が自治体財政に大きな負担をもたらす懸念は拭い切れません。

地方自治法改定により、自治体の団体自治が侵されつつある中、住民自治の徹底を含め、住民の願いに応える町政へと進まれることを要望し、一般会計予算に反対いたします。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、私は賛成の立場から討論させていただきます。

令和7年度予算は、人件費の増加や物価高騰の影響、そして、田中町長就任以来実施されてきました予算の枠配分方式から積上げ方式に戻したことにより、前年度11.85%増の41億4,300万円と、近年まれに見る予算となっております。

一見すると、本町の持続可能性を心配される予算もありますが、提案理由にもありましており、本町の財政は厳しいながらも健全性を保っております。これまで懸命に積み立ててきました教育施設整備基金は12億円弱となっており、中学校建設の資金的なめどが立ち、また、未曾有の災害に備える自主防災組織の機能強化、老朽化した公共施設の修繕やインフラ整備、高齢者などの交通弱者対策、ワクチン接種費用助成など、町民全体への配慮が公平、公正になるよう苦心されている様子が見られ、バランスが取れた睦沢町の10年後、20年後を見据えた中での予算となっていると思います。

今後は、さらに町の将来を担う子どもへの支援の拡充と、指摘要望事項の内容を踏まえた事業執行をお願い申し上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

島貫議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、賛成の立場から討論いたします。

令和7年度は、第2期総合戦略の最終年度を迎え、睦沢町の目指す将来像として、「今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ」を掲げ、令和7年度当初予算にしては、1の健康、2の子育て・教育、3のしごと、4のくらしといった4つの政策分野の実現に向けた取組が反映されている予算内容となっております。

まず、政策分野1の健康では、各種予防接種及び健診事業を通して、健康の増進・保持、病気の早期発見・早期治療に努めており、新たにナトカリ比測定を導入し、糖尿病や慢性腎臓病を予防する取組にも期待しております。

さらに、政策分野2の子育て・教育では、睦沢中学校校舎建設に係る基本計画の策定や地質調査の実施等の着実な事業執行に期待するとともに、小・中学校で導入しているデジタル教材についても、保護者から徴収している教材費をなくし、経済的な負担を軽減したことも評価に値します。

政策分野3のしごとでは、農作物への鳥獣被害を軽減するため、金網柵等の設置を補助す

る予算を増額していること、また、企業誘致を促進するためにサウンディング調査を実施し、町有地等の活用を図る取組についても大いに期待できるものです。

政策分野4の暮らしについては、自主防災組織を支援する政策を拡充し、地域防災力の向上、町民の生命、財産を守る取組に尽力されています。また、高齢者などの移動の足となる福祉タクシー券の1回当たりの利用上限額を引き上げたことも評価できます。

本町は健全財政を堅持しておりますが、依然として厳しい財政状況であり、学校建設も控えた中で、急激な財政状況の悪化を招くことがないよう、今後も計画的な財政運営をお願いいたします。

最後になりますが、第2期総合戦略の目指す将来像が実現され、今後の睦沢町のさらなる発展を期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（麻生安夫君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで議案第16号 令和7年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第17号 令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松島議員。

○3番（松島和子君） 国民健康保険法は、国民の生存権を定めた憲法25条に基づく法律です。国保は、人々が医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。加入者の多くは低所得者、年金生活者など高齢者が多いという特徴があります。

睦沢町においては、医療費分が高かったこともあり、県内においても近隣市町村と比べても高い保険料でした。町は住民負担を支援するために法定外繰入れを行ってきましたが、来年度は加入者が減ったことや、医療費の減額などで赤字が減ることが見込まれ、法定外繰入れも前年度の半額に減らしました。それでも保険料はまだまだ高いままです。

物価高騰に年金が追いつかないという中で、皆さん大変な思いで暮らしていることを思うと、繰入金を減らさずに、その分を保険料を下げることに使っていただけたら良かったなというふうに思い、国民健康保険特別会計予算に反対いたします。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

三槁議員。

○2番（三橋優一君） 私は、令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いこと及び所得に占める保険税負担の割合が大きいという構造的な問題を抱えていることに加え、医療技術の高度化等に伴う医療費の増加により、その財政は極めて厳しい状況が続いています。

県では、将来的には、被保険者の所得と世帯構成が同じであれば、県内どの市町村に住んでも同じ保険料になることを目指して、令和7年度から段階的に医療費水準の反映を減らすものとしています。

本町においては、年齢構成が高く医療費水準が高いことから、県への1人当たりの事業費納付金が高い状況となり、財政運営が厳しいことから、不足する財源を一般会計からの法定外繰入金を見込んでの予算編成となっていることはやむを得ないところですが、保険税収率の向上、医療費適正化の取組の推進により、繰入金の削減につながっている。また、医療費の適正化を図るため、データヘルス計画に基づく疾病予防事業への取組や、特定健診などの受診率向上に対する積極的な姿勢も示されており、今後も健康長寿のまちづくりを推進し、町民の健康寿命の延伸と安定した財政運営を願い、本予算に賛成いたします。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで議案第17号 令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第18号 令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松島議員。

○3番（松島和子君） 介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支えるということで導入された制度です。しかし、介護を必要とする高齢者に適切なサービスを提供することで、尊厳ある生活を送っていただくという理念での従来の介護から、高齢者が自分のできるようにすることを助け、介護が要らない状態まで回復を目指すという支援に切り替え、それとともに、介護認定率の減少や1人当たりの介護給付費の抑制を進める都道府県、市町村に国が交

付金を出す保険者機能強化推進交付金の制度まで導入しました。次々と制度が改悪され、その結果、現在、睦沢町には訪問介護事業所が1件、日中通える事業所が2件となってしまいました。

元気に暮らすよう努めることは大変大切なことだし、自分もそうありたいと思いますが、でも時は戻せません。高齢者に寄り添い、出来ないところを支援する制度に、制度的に戻すべきだと私は考えます。

高齢者や事業者、そして市町村にばかり負担を押し付けず、国は老人保健法の基本理念にのっとり、利用者にこれ以上の保険料や利用料の負担増に跳ね返ることなく、公費負担を増やし、制度を充実させるよう求めて、介護保険特別会計予算に反対します。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

米倉議員。

○11番（米倉英希君） 令和7年度の睦沢町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年から始まり、今年は第9期の介護保険事業計画の2年目となり、その計画に基づき予算編成をされております。

全世帯型の社会保障制度を目指して、様々な制度改正が行われておりますが、高齢化の進行に伴い、介護保険サービスによる支援、そして、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域包括支援センターの役割は重要になっております。

本町においては、65歳以上の第1号被保険者は減少しておりますが、75歳以上の後期高齢者人口は増え、介護サービスが必要となる方の増加が見込まれる中、介護保険の給付実績や認定者数の状況を踏まえて、介護給付費等を適正に算定し、介護給付準備基金を活用した予算編成になっていることは大いに評価するところであります。

また、各地区での介護予防教室や認知症対策事業への取組など、地域包括ケアシステムの推進に対する積極的な姿勢も示されております。

今後も、全ての町民や地域の仲間が健康で共に支え合うまちづくりを推進し、安定した財政運営を願い、本予算に賛成するものです。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで議案第18号 令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第4、議案第19号 令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松島議員。

○3番（松島和子君） 後期高齢者医療保険制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村が取次ぎをしているということで、市町村の裁量はあまりないとは思われます。しかし、国はこの間、社会保障が高齢者に偏っている、若年世代の負担軽減のために高齢者に負担を求めるなどと世代間分断の喧伝を振りまきながら、社会保障の改悪を進めています。

しかし、誰もが高齢者になります。そしてどの世代も大切な世代です。また、令和7年度、保険料が上がります。もうこれ以上の負担を強いることはやめていただきたいと思います。

誰もが長生きしてよかったという社会を目指すことを要望し、後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

久我議員。

○6番（久我真澄君） それでは、令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険制度を安定的に維持していくために、世代間や被保険者間で公平に費用負担しながら、互いに支え合う制度として創設されています。とはいえ、財政負担割合は公費50%、現役世代40%、後期高齢者は10%であり、昨年末、後期高齢者への仲間入りした私にとっては、大変ありがたく心強い制度となっております。今後も、後期高齢者が出来る限り長く自立した生活を送ることができるよう、厚生労働省及び後期高齢者広域連合との連携により事業が行われるものと考えております。

ところで、一方、農水省では現在、農地の集積を進めており、その結果、高齢者への早期退場、要は後継者へ引き継いで退場して休んでほしいと、高齢者は休んでほしいというような心遣いかとも思いますが、そのような中で、私は現在やっている農業を、文科省の言うところの、また町長の言うところのウェルビーイングということで、農業に今後とも携わり、

多くの方々に支え合っているこの制度を大変ありがたく感謝しております。このお礼を申し上げるとともに、今回のこの議案について賛成いたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで議案第19号 令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第5、議案第20号 令和7年度睦沢町下水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで議案第20号 令和7年度睦沢町下水道事業会計予算に対する討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 令和7年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は可決です。

令和7年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、議案第16号 令和7年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、議案第17号 令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、議案第18号 令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、議案第19号 令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 令和7年度睦沢町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決です。

令和7年度睦沢町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第20号 令和7年度睦沢町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第6、議案第1号 睦沢町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 第4条で、「町は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、実施する責務を有する。」とあるんですけども、具体的にはどのようなものになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） この犯罪被害者等基本法では、国、そして地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとしておりまして、その基本理念を、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく受けることができるよう講ぜられるものと定めているものでございます。

そして、その法の第5条には地方公共団体の責務として、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援等に関し、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を実施する責務があるというふうにしております。これを受けて、全国の地方自治体では条例の制定が進められているところでございます。

ほとんどの国民は平穏な日常生活を送っているわけですが、中には理不尽な犯罪によって、突然、平穏な生活が奪われまして悲しむ方、苦しむ方がいるという現実もございます。国や県、警察など、それぞれに被害者の支援に取り組んでいるわけですが、住民の日々の生活に寄り添う市町村の支援は、住民の方にとって非常に大きな支えになるものと考えております。ぜひとも法の規定に基づき、本町でも被害者等支援条例を制定し、被害者に寄り添った支援ができるようにしていきたいという考えでございます。

ということで、第4条のところの町の責務ということは、今言ったような基本理念にのっとり支援をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） では、具体的なことはこれからというような認識でよろしいのかしら。

あと、犯罪者などですと、関係機関が公正に情報を共有して関わっていくんですけども、被害に遭われた方は、警察なりどこかの機関なりから情報を得て、それで支援していくという感じになるのか、それとも本人から申出があつてのことになるのかというのは、ちょっと気になったのでお聞きしたいです。お願いします。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 具体的な支援ということでございますけれども、具体的な支援については、まず第11条を見ていただきますと見舞金の額ということがあります。傷害見舞金ということで出ております。全治1か月以上3か月未満で5万円、全治3か月以上で10万円、そして遺族見舞金は30万円ということで、見舞金を出すということでございます。

そして、第16条のほうを見ていただきますと、転居費用の助成ということで、ここにあるように、当該犯罪行為の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったと町長が認めたものに対し助成金を出すという形で、具体的なことがあります。

これは本人からの申請なのかどうなのかということですが、本人からの申請を受けて、事実関係について関係機関との連携による確認を行うといった形で進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 犯罪をされた方は色々なところからの支援があるわけじゃないですか。それで被害に遭われた方は、この条例を見ると見舞金だけなんですよね。それってすごく寂しいことだと、もうちょっと寄り添った支援が、そう言うところかの団体のように聞こえてしまうんですけれども、寄り添った支援がないのかなと思ったのでお尋ねしました。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 今回は条例にすることによって、しっかり被害者の方を救済していこうという、まず第一歩だと思っておりますので、この先、環境に合った支援の仕方というのはプラスされてくるだろうと思いますので、そこは心の痛みにしっかり対応できるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） すみません、第6条のほうを見ていただきますと、「町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う」ということで、それを関係機関等との連絡調整も行っていきながらやっていくということでございますので、見舞金の支給だけではなくて、ちゃんと相談事項も行うという形で進めていければと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑はございませんか。

松島議員。

○3番（松島和子君） 第2条第3号、犯罪行為等とありますけれども、この犯罪行為等というところはどこら辺まで含まれるのか、また準ずるというところで、等の部分は誰が判断するのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 第2条第3号、犯罪行為等ということで、「犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」ということでございます。

まず、犯罪行為というのは、殺人、強盗、放火、強姦、傷害など、刑法その他の刑罰、法規の規定により刑罰を科せられる行為ということでございます。そして、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為でございますけれども、刑事罰を科せられる行為ではありませんけれども、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような行為、例えばいじめだとか虐待、DV、ストーカー行為、性暴力というようなことがこの犯罪行為等ということになります。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） それは判断というのは、警察とかが判断することなんですか。それとも話を聞いた町が判断することなんですか。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） そちらのほうは、関係機関との連絡調整を行いながら判断をしていくということでございます。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第7、議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第8、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第9、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第10、議案第５号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第５号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第11、議案第８号 むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 むつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第12、議案第9号 睦沢町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 睦沢町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第13、議案第10号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第14、議案第30号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

中村局長。

(中村事務局長朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本案について、提出者の説明を求めます。

田中町長。

○町長(田中憲一君) 議案第30号 副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

このたび、一宮町にお住まいの平山義晴氏を令和7年4月1日より副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

平山氏は、昭和57年7月に陸沢町役場に奉職以来、現在まで42年間勤務されています。この間、教育課長、産業振興課長、企画財政課長、広域市町村圏組合では総務課長も歴任され、行政全般にわたり豊富な経験、また広い人脈と高い見識をお持ちであります。

今、本町を取り巻く状況は、自然災害や感染症情勢の変化に的確に対応する危機管理対策、少子高齢社会の進展、地球環境への配慮、D X導入等に加え、住民ニーズの多様化など多くの対応が求められております。

このような状況の中、平山氏の行政手腕に期待し、町政の円滑な運営を図るため、副町長に選任いたしたくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本件については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決に入ります。

議案第30号 副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案に同意することに決定しました。

ただいま同意をいただきました平山義晴氏には、本会議終了後に議場にて挨拶をいただきたいと思います。

◎議案第21号の上程、説明、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第15、議案第21号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

中村局長。

（中村事務局長朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提出者の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第21号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、町教育委員会教育委員として教育行政にご尽力をいただいております久我哲也氏は、令和7年3月31日をもちまして任期満了となります。久我哲也氏は、平成19年度から学校医、平成20年度から町医として、現在まで児童及び生徒の学校保健にご尽力をいただいております。また、ふだんから幅広く健康について調査や研究に努められ、広い人脈と高い見識をもってご活躍をされております。本町の教育振興基本計画の基本目標や重点施策にある健やかな体の育成や健康の保持増進を推進する上でも、必要な人材と考えます。

つきましては、教育委員として引き続きご尽力いただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第16、議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

中村局長。

（中村事務局長朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提出者の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は3名で構成されており、その任期は3年であり、うち委員1名が本年3月19日をもって任期満了となります。

任期満了を迎えます委員は豊田正一氏でございます。同氏は、不動産鑑定所代表取締役並びに千葉地方裁判所鑑定委員を務め、土地区画整理士の資格を有し、本町においては、平成14年7月1日から固定資産評価審査委員会の委員としてご尽力いただいているところでございます。温厚篤実な人格で、豊富な経験をお持ちであることから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員をお願いしたいと考えております。

選任に当たり、議会のご同意をいただきたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本件については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第23号～議案第29号の一括上程、説明、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第17、議案第23号から日程第23、議案第29号までの睦沢町農業委

員会の委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

中村局長。

(中村事務局長朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提出者の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第23号から議案第29号までの陸沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、現農業委員の任期満了に伴い、令和7年4月1日からの農業委員7名を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

また、法律により、任命には原則として委員の過半数を認定農業者とすること、中立な立場の者を1名以上任命すること、女性・青年も積極的に登用することとあります。

初めに、議案第23号、矢澤勝義氏は、町の認定農業者として約7ヘクタールの水稻耕作を行っている方でございます。

次に、議案第24号、関野富男氏は、現在、農地利用最適化推進委員を務められております。また、地元である大上区を中心として、現在、約2.5ヘクタールの水稻耕作を行っている方でございます。

次に、議案第25号、久我光男氏は、認定農業者である農事組合法人川島営農組合の組合員として稲作及び転作を行っており、現在は理事として活躍をされている方でございます。

次に、議案第26号、山田浩士氏は、町の認定農業者として、水稻、果樹を約2.7ヘクタール耕作しており、町ふるさと納税返礼品へもご協力いただいている方でございます。

次に、議案第27号、中村勇氏は、町の認定農業者として、水稻、果樹を約2.5ヘクタール耕作しており、町のふるさと納税返礼品へもご協力をいただいている方でございます。

次に、議案第28号、上村大成氏は、京都大学法学部を卒業後、東京都港区の山崎法律事務所に勤務されております。また、本町における行政関係の顧問弁護士をお願いしており、本町の状況にも精通されている方でございます。

最後に、議案第29号、櫻井美津子氏は、千葉県立成東高校を卒業後、司法書士事務所を開設され、法テラス登録司法書士としてご活躍されておる方でございます。

担い手の減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農業委員会の役割もますます大きなものとなりますが、今後の新たな農業委員会としての使命を果たしていただけるものと考えます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第23号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第26号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第27号の採決に当たり、地方自治法第117条の規定により、中村勇議員に退席を求めます。

(中村 勇君 退席)

○議長（麻生安夫君） 議案第27号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案に同意することに決定しました。

中村議員の着席を求めます。

(中村 勇君 着席)

○議長（麻生安夫君） 中村議員に申し上げます。ただいまの農業委員会委員の任命については、全員の同意を得られましたことをお伝えいたします。

次に、議案第28号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第24、発議案第2号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

中村局長。

(中村事務局長朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

伊原邦雄議員。

○7番（伊原邦雄君） 発議案第2号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

令和6年第4回議会定例会において、産業建設課を廃止し、令和7年4月1日から産業課、建設課を設置する睦沢町課設置条例が可決されたことに伴い、本条例で定める総務経済常任委員会が所管する組織の名称を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第25、発議案第3号 睦沢町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

中村局長。

(中村事務局長朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

伊原邦雄議員。

○7番（伊原邦雄君） 発議案第3号 睦沢町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

令和5年第1回睦沢町議会定例会で制定した本条例について、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が令和7年4月1日から、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設され、令和7年6月1日から施行されることになったため、所要の改正の必要があることから、本条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。提出者の説明を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第3号 睦沢町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして発議案第4号でございますが、発議案が配られていないということですので、しばらく休憩に入ります。

(午前10時20分)

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第26、発議案第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

中村局長。

(中村事務局長朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 発議案第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める意見書の提出について、ご説明いたします。

訪問介護は、独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、その基本報酬が昨年4月から引き下げられました。厚生労働省は引下げの理由として、他の介護サービスより訪問介護の利益率が高いことを挙げていますが、これは介護ヘルパーが効率的に訪問できる都市部のことであり、私たち地域の現状とはかけ離れております。

昨年6月5日の衆議院厚生労働委員会では、「介護報酬ほか各サービス等の報酬の改定の影響について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである」との全会一致で議決しております。

よって、国に対し早期に訪問介護基本報酬を見直し、本事業を十分に支えられる報酬となる再改定を行うよう、また、自治体の財政負担や被保険者の保険料、利用料負担が過重とならないよう意見書を提出するものです。

議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第４号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、発議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（麻生安夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和７年第１回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、ご苦労さまでございました。

（午前１０時３７分）